

(4) ホクレンの小麦取扱－農会→北聯→ホクレンへ－

北海道における麦作の歴史は、大きく分けて三つの流れに分類出来ると思います。

その一つは、明治初期から昭和27年までの戦前・戦中・戦後にかけての自由流通と、配給統制の時代。もう一つは、昭和27年から平成11年までの“食糧管理法”に基づく政府無制限買入と、麦管理改善対策を柱とした麦間接統制の時代。更に、平成12年から始まる「新たな麦政策」による民間流通を主体とした新制度の時代。

ホクレンの小麦取扱は、前身である町村農会・産業組合から始まりますが、昭和8年に全道産業組合大会による“北聯”^{ほくれん}取扱決議決定し、一元化されたことから始まりました。その後、時代背景の変遷により、戦前・戦中・戦後と取扱形態の変化をみていますが、昭和27年以降は、現在の形態でおおよそ推移しています。

昭和48年には、『麦は安楽死か』と言われる水準まで面積・生産量とも落ち込みました。しかし、翌年国の麦作振興奨励施策が出され、昭和52年に奨励金の生産者麦価織り込みと、水田利用再編対策が相まって、急速な面積回復があり、平成元年に生産面積のピークを迎えた以降、近年はほぼ9万haの横ばい状況となっております。一方、ホクレンの業務は、全量政府買入を背景にした、集荷・売渡事務がメインとなっておりますが、需要者の要望に応えるべく、麦作改善に鋭意努めて参りました。

《需要者の要望》

- ・品質の向上、均一ロット化（粒形・容積重・形質・等級・製粉性・たんばく・色等）・特に求められる項目（低アミロ防止・異臭麦防止等）
- ・流通上の項目（ばら化・流通コスト低減等）

このような状況から、近年取り組んできた麦作改善の一端を紹介したいと思います。

まず最初に、日本国内に流通している麦を知るため、昭和54年から“麦作改善先進地視察研修事業”に取組み、ヨーロッパ・アメリカ・カナダ・オーストラリアの麦の流通を調査しました。一方、産地に対しては“麦品質向上

対策モデル農協育成事業”を展開し、同時に外麦地域適応性試験・麦作改善技術講習会・各種ポスター、リーフレット、チラシの配付等を行って啓蒙を図りました。

昭和55年から3ケ年で、“小麦1トンフレコン実用化実験及びパイロット事業”が道内7農協で開始し、翌年からは、平床倉庫でのばら保管試行事業も行われ、稲転地域での流通改善が進んだ経緯にあります。又、同年から流通契約促進を目的として“産地懇談会”が開催され、実需者から北海道産麦への評価を、生で聞くことが出来ることとなりました。

昭和57年から実需者の強い要望で、北海道産政府小麦流通円滑化対策が始まり、生産者側からの運賃助成を行うこととなり、今日までその流れは続いています。

このころから、北海道麦の流通量は、需要量を超える状況となり、また、昭和56年産では、大量の規格外麦が発生（約9万トン）、昭和61年産では、道麦流通量の25%が低アミロ麦となり、昭和62年産では、10万トンの規格外麦が出回るなど、生産面積の拡大とともに、大きな流通問題が提起されたものでした。産地農協においても、量的拡大により、倉庫収容力が不足し、その影響は乾燥作業や刈取作業にも及ぶ状況でした。

中でも、倉庫収容力対策として、当時 W 回転と称し、政府買入になった麦を、即実需者サイロへ移送することで取り進めたことは、食糧事務所・製粉会社・買付代行業者等の、多大なご協力があったことにより出来たことで、今更ながら厚く感謝を申し上げたいと思います。

低アミロ問題については、業務の相当時間を費やし、全国から低アミロに関する文献収集や、産地に対して報道媒体・チラシ・リーフレット・講習会等を通じての、啓蒙推進を積極的に行いました。また、ホクレン農総研には、麦の品質分析のため体系的な機器整備を実施するとともに、農協の検査現場には、簡易アミロ測定器（フォーリングナンバーシステム）の設置導入を促進しました。今日、各農協を訪問した折に、その機器を見ますと、スエーデンの技術者と、ワゴン車で据え付けに巡回したことが、懐かしく思い出されます。

昭和63年から、麦では初めての生産者拠出金による“小麦生産流通対策事

業”に取組み、良質麦品種開発、低アミロ小麦流通対策、小麦流通円滑化対策（W回転・豊作麦）を実施したのも画期的だったと思います。

十勝地区においては、恒常的な収容力不足解消を目指し、十勝港に協同保管と船積施設を具備した、「港湾サイロ」の構想が持ち上がり、多くの人々の努力と熱意で、農協サイロ(株)が設立され、平成元年に『農協サイロ』が竣工したのも、行政はじめ業界、他産地では注目の的でありました。

以来、作付面積が減少し、近年では9万ha前後で推移していますが、その間、継続した麦作改善と品質向上・流通改善に、色々な手法を用いて努力を傾けている次第です。

平成12年産から北海道の小麦は、全量民間流通麦として、又品質取引の対象として、取り扱うこととなりますが、新しい流通の中で、実需者と生産者が車の両輪となって、円滑な走行が出来ることを期待しております。

<森山 敏春>